

調達管理番号・案件名

26a00265_キルギス国レーダーバクタリング／速度調整、飛行方式設計に関する航空管制官等の訓練プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年7月2日

| 質問番号 | ページ | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|-----|--|---|---|
| 1 | 0 | コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン | ワークライフバランス認定の評価配点(1点)は、プロポーザル作成ガイドラインP57によれば、プロポーザルの表紙にえるぼし、くるみん、ユースエール等の認定／策定状況を記載すると共に、認定証の写しを添付とありますが、これは、共同企業体構成員のものでも評価されるのでしょうか、それとも共同企業体代表者のもののみ有効なのでしょうか。 | ワークライフバランス認定につきましては、共同企業体代表者に限定されるものではなく、構成員の認定であっても評価対象となり得ます。詳細につきましては、プロポーザル作成ガイドラインP61をご参照ください。 |
| 2 | 11 | (5)ジェンダー分類:「GI(S) ジェンダー活動統合案件」 | 「ATC教官及びOJT教官に対する研修に各1枠「男女間のアンコンシャスバイアス」についての講義を組み込むこと。」との記載がありますが、この研修とは本邦研修のことを想定されているのでしょうか。 | 本邦研修ではなく、現地セミナー及び講習を実施いただく際に同講義を組み込んでいただくことを想定しております。 |
| 3 | 13 | 1-8 ATC教官がOJT教官9に対してシミュレーションを使用した訓練に関する訓練を実施する | 「教官や職員へのモニタリング体制を構築すると共に、定期的な1on1面談等についても実施する。」との記載がありますが、専門家がKANの教官や職員をモニタリングすることを想定されているのでしょうか。また、1on1面談等は、どのような内容を想定されているのでしょうか。 | 質問3及び4について、公示文書を下記の通り修正いたします。活動“1-8 ATC教官が…”の行の後に、活動“1-9 ATC教官による航空管制官に対する定期訓練を実施する”、が入ります。すなわち、“KAN内部での…”以下の説明文は、活動、1-7、1-8および1-9に係る説明文となります。その上で、モニタリング体制の構築や1on1面談等の実施は、定期的な訓練を含むKANの訓練実施能力を改善・向上させるための施策例として記載したものであり、これら以外の、もしくはこれらに変わる施策があれば提案願います。 |
| 4 | 13 | 活動1-9 | 案件概要表やR/Dに記載されている成果1の「活動1-9 ATC教官による航空管制官に対する定期訓練を実施する」に関する記載がありませんが、当該活動は実施するという理解でよろしいのでしょうか。 | 上記、質問番号3への回答を参照ください。 |
| 5 | 15 | 2-6 空域計画に関する海外研修を受講する | 「2-6 空域計画に関する海外研修を受講する」に当たって、本海外研修参加に係る費用は本契約に含めるものとされています。想定されるシンガポール航空アカデミーでの受講料(2026年ベース)、ビシュケクとシンガポール間の航空運賃は計上できませんが、参加者の日当、宿泊料及び海外旅行保険料等の扱いについて任意でよいのか、何か指針等があればご教示ください。 | 参加者の日当及び宿泊料、海外旅行保険料等についてはJICAキルギス事務所の方針も踏まえつつ先方実施機関と協議の元で決定いたします。本プロポーザルにおいては、コンサルタント3号相当の日当・宿泊費を計上ください。 |
| 6 | 33 | (5)対象国の便宜供与 | 通訳の配置について、対象国の便宜供与の内容に含まれていますが、これはKAN又はJICAキルギス共和国事務所が必要と認める場合に、その予算で手配されるという理解でよろしいでしょうか。また、通訳が配置されない場合であって、受注者が必要と認める場合は、プロジェクトの予算で独自に配置することができるという理解でよろしいでしょうか。通訳の手配を誰が行うかについて、具体的な想定等があればご教示ください。 | 便宜供与の内容に含まれている通訳手配とは、主にJCCや公式な会合においてJICAキルギス事務所が認める場合のものです。受注者が必要性を認める場合、プロジェクト予算の範囲内で別途通訳を受注者によって手配することは可能です。 |

以上